

「消費税率引上げ前の購入がお得である旨」の表示について —消費税率引上げに関連した広告表示の留意点—

来年4月1日に消費税率の引上げが決定したことを受け、当協議会には、広告において「消費税率の引上げ前の購入がお得（有利）である旨」を表示することについて、問い合わせが寄せられています。

消費税率の引上げ前に購入した方が「お得（有利）」であるかどうかについては、自動車関係諸税の税制改正との関連があること、また、消費税率が引き上げられた後、各社が販売促進を図るため、販売条件（値引き、ローン金利等）の見直しを行うことも考えられること等から、不確定であると言えます。

したがって、「消費税率の引上げ前の購入がお得（有利）である旨」の表示は、結果として事実と反することになるおそれがあり、取引条件について、実際よりも有利であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。 会員の皆様におかれましては、本資料の趣旨を踏まえ、適切な広告宣伝活動を行っていただきますよう、お願いいたします。

【表示上の留意点】

- ◆「消費税率の引上げ前に購入した方がお得（有利）」である旨を断定的に表示するなど、取引条件について、実際より有利であるかのような誤認を招くおそれのある表示は行わないこと。

《不当表示となる（おそれのある）表示例》

- ・消費税は8%へ！！ 新車を買うなら 今が絶対お得！！
- ・クルマを お得に購入 するなら、消費増税前の 今がラストチャンス！！
- ・急げ！消費税5%の 今買わないと損をする！！

⇒ 次頁に続く

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで info@afc.or.jp

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

■消費税率の引上げに関連した以下のような表示は、消費者に事実を適切に伝えるものであり、問題とはなりません。

○消費税率（８％）が適用される時期に関する表示

表示例）＜消費税率（８％）の適用時期を登録・届出日(※)としている販売店の例＞

「平成26年4月1日以降の登録（届出）となった場合は、消費税率（８％）に基づき、請求させていただきます。」

※「登録・届出日＝売上計上日」の場合。消費税の納税義務は「売上計上日」に発生するため、登録・届出が4月1日以降となれば消費税率8％が適用される。

○生産の状況等により、登録、納車までには時間がかかる場合がある旨の表示

表示例）「車種やグレード、色など、生産状況によっては登録、納車までに時間を要する場合がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。」

◆上記の事実を基に、消費税率引上げ前の購入を考えている場合は、早目の検討をお勧めすることについては、問題とはならないと思われます。